

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1. 計画の趣旨

現在、日本は生まれてくる子どもの数が減り、65歳以上の高齢者が増える少子高齢化が進行し、総人口は減少傾向のまま推移しています。予測では、このまま減少し続けると、2056年には1億人を下回る未来が到来します（内閣府「令和5年版高齢社会白書」）。

また、日本は2007年に全人口の21%以上が高齢者となり、世界に先駆けて「超高齢社会」が到来し、以降も高齢者人口は急速に増加し続けており、医療、福祉の不足が喫緊の課題となっています。

その背景には、戦後に人口が急増したいわゆる“団塊の世代”が2015年に65歳以上となり、2025年には75歳以上を迎えることで、介護を必要とする高齢者の割合が高まるとされる「2025年問題」があります。

さらに、その先の2040年には、団塊の世代の子どもたち（いわゆる“団塊ジュニア世代”）が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える「2040年問題」が予測されています。

この2つの大きな節目に対応するため、国では高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築を各市町村で進めるよう2012年に介護保険法の改正で示し、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みを整備してきました。

今期の第10期ほほえみプラン21の計画期間中には、いよいよ一つの節目である2025年が到来することとなり、それについては「地域包括ケアシステム」の仕組みを活用することで、医療機関や介護施設への負荷の軽減を図っていきます。

しかし、今後の核家族世帯の増加に伴う、高齢者ひとり暮らし世帯と高齢者夫婦のみ世帯の増加が見込まれる中で、地域住民同士の絆も希薄化し、高齢者の孤立や地域で支え合う身近な支援が失われてしまうことにより、ますます個別に対応する介護サービスの提供量の増加が見込まれ、慢性的な介護人材不足につながるようになります。

介護人材不足は、今後、介護職員を全国で毎年5万人以上確保する必要があるほど需要に対する供給が追いつかない予測が立てられており、様々な支援策の検討が必要となります。

このような社会状況がある中で、本市における高齢者を取り巻く実状は、全国の傾向と同様に、少子高齢化、核家族化が進み、高齢者ひとり暮らし世帯と高齢者夫婦のみ世帯が増加傾向で推移し、医療と福祉の連携体制の強化や介護人材確保の重要性は高まっています。

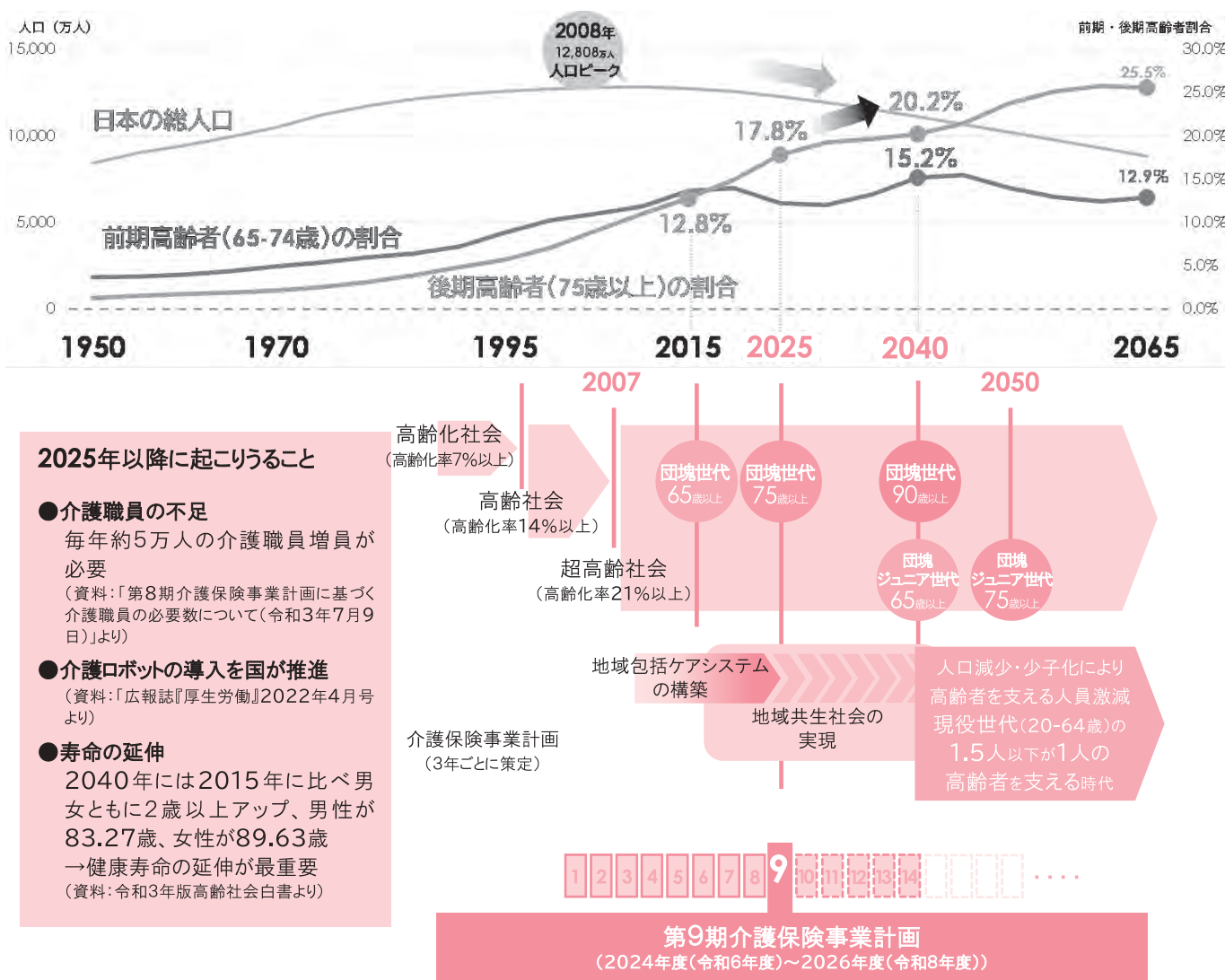
様々な体制構築や制度整備を進めるとともに、高齢者の方々の健康と活力を高め、地域でいきいきと暮らし続けていける健康づくり・地域づくりが重要であることから、これらの取組を検討し取りまとめた「第10期ほほえみプラン21（第10期焼津市高齢者保健福祉計画・第9期焼津市介護保険事業計画）」を策定し、本市における高齢福祉施策を着実に推進するものです。

2. 高齢者に関わる社会的情勢及び国の動向等

日本の総人口は2008年にピークを迎え、以降は減少傾向のまま、増加に転じる見込みはありません。最も多い人口層であるいわゆる“団塊の世代”は、2025年に75歳以上の後期高齢者となることから、認知症をはじめ介護を必要とする高齢者の増加が予測され、介護環境の改善は急務です。

その対策として、地域で連携して、高齢者をサポートする“地域包括ケアシステム”の構築が進められてきたほか、社会福祉の手である『公助』から住民の手による『共助・互助』へとその力を高めることで、「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながらることによって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく“地域共生社会の実現”に向けた取組などが進められてきました。

■全国の高齢者を取り巻く現状及び今後の予測



3. 介護保険制度の変遷

かつては、子どもや家族が行っていた高齢者の介護ですが、高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護離職が社会問題となりました。こうした中、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、平成12年（2000年）4月に介護保険制度が創設されました。

現在では600万人以上の方が利用し、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。40歳から64歳の方にも介護保険料を負担いただき、自身や親の老後の不安要素である『介護』を社会全体で支えています。

介護による離職の方が毎年約10万人いるといわれています。国としては、一億総活躍社会を実現するため、必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く環境の改善や、家族への支援を行うことで、介護離職をなくすことを目指しています。（厚生労働省『介護保険制度について』より引用）

■ 介護保険制度の変遷



4. 国の基本指針について

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。県及び市町村は、その基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

国の第9期介護保険事業計画における基本指針のポイントは次のとおりです。

■国の第9期介護保険事業計画における基本指針のポイント

●●● 基本的な考え方 ●●●

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる**2025年を迎える**ことになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える**2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減**することが見込まれている。
- さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な**施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要**となる。

●●● 見直しのポイント ●●●

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の实情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など**既存施設・事業所のあり方も含め検討し**、地域の実情に応じて介護サービス基盤を**計画的に確保**していく必要
- ・**医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ**、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、**医療・介護の連携強化が重要**
- ・中長期的なサービス需要の見込みを**サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要**

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及**
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、**複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要**
- ・居宅要介護者を支えるための、**訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実**

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための**医療・介護情報基盤を整備**

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

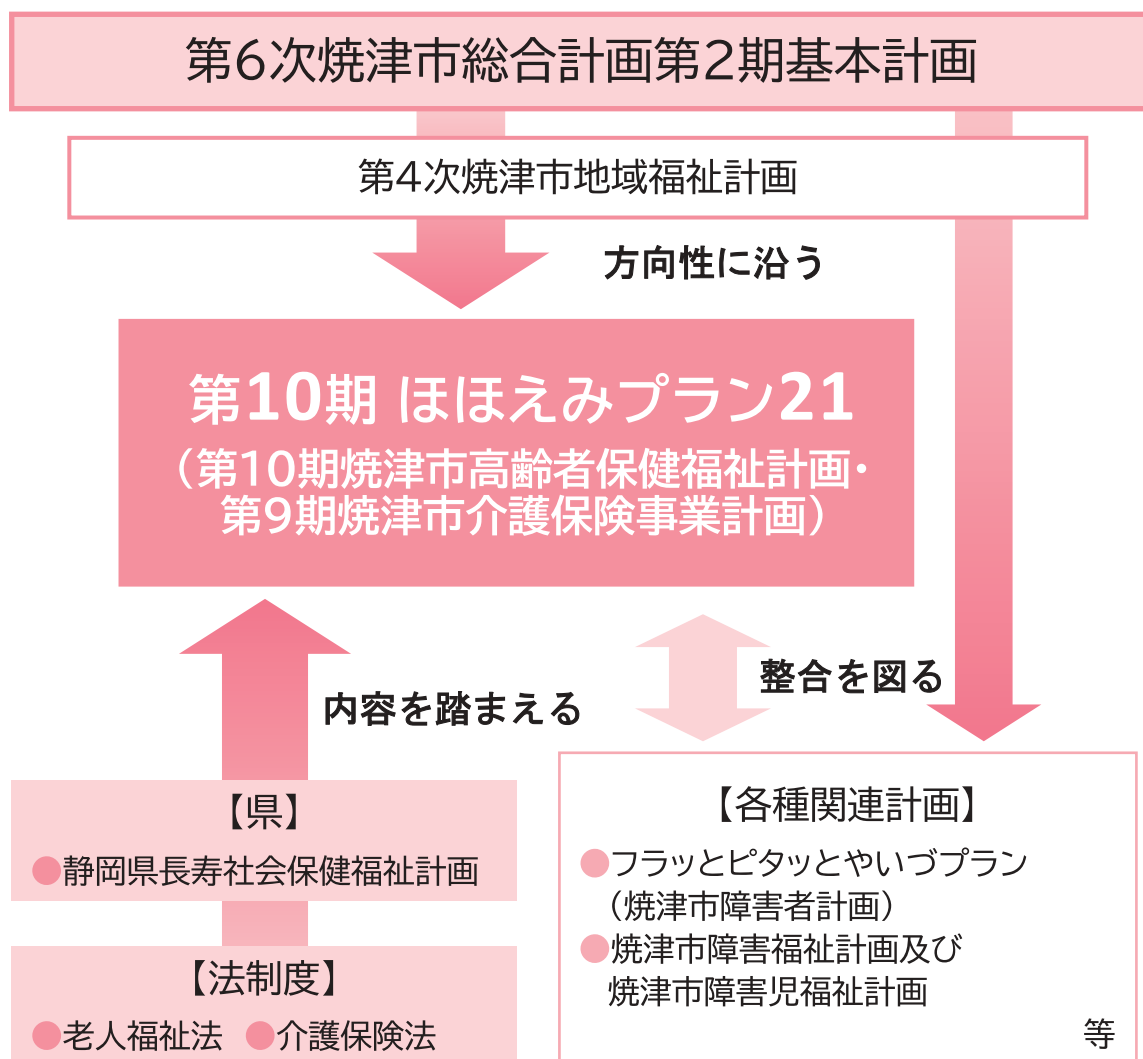
- ・**介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施**
- ・**都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進**。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・**介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進**

第2節 第10期ほほえみプラン21の概要

1. 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第6次焼津市総合計画第2期基本計画」のもと、地域における福祉活動等を積極的に推進し、地域共生社会を目指す「第4次焼津市地域福祉計画」をはじめ、市の障害福祉などの分野別の関連計画と整合を図るとともに、「静岡県長寿社会保健福祉計画」についても調整を図ります。

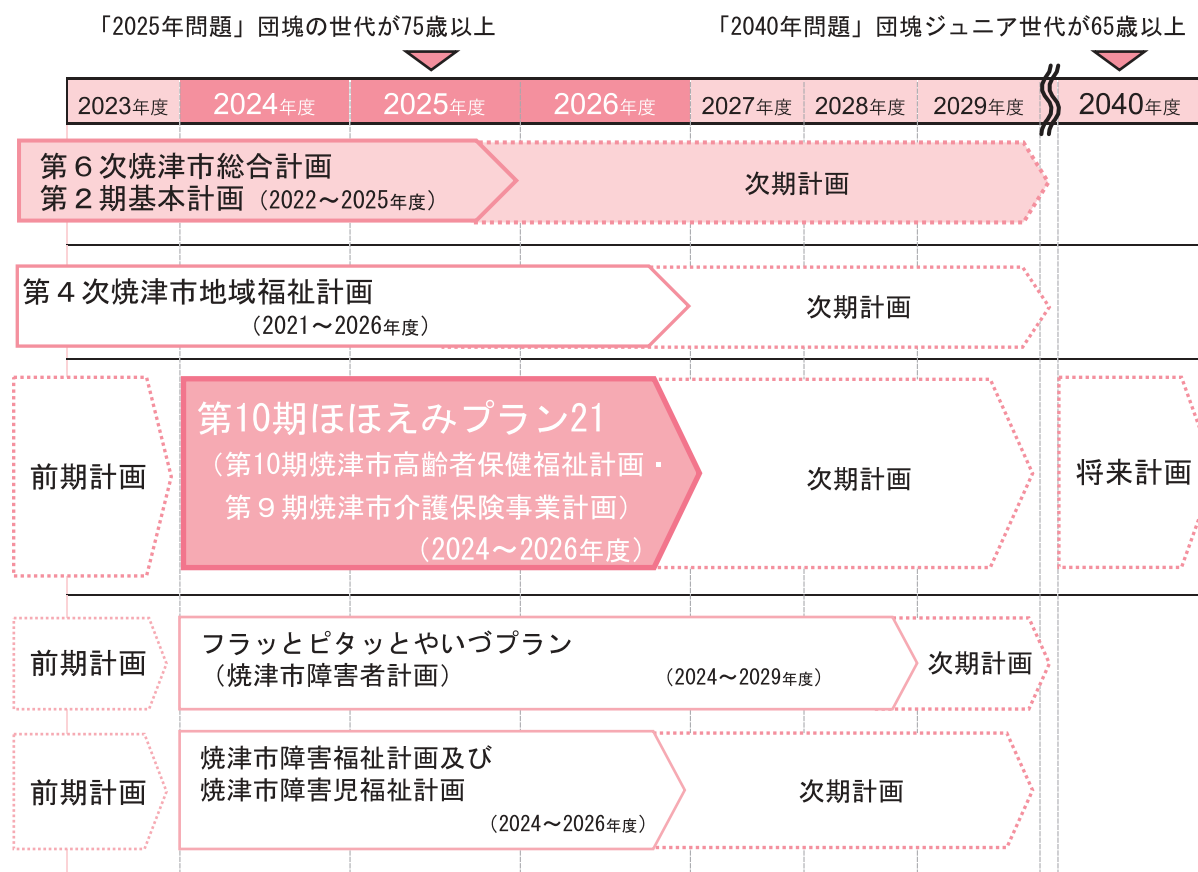
■本計画と関連する個別計画等との位置づけ



2. 計画の期間

本計画は、平成12年度（2000年度）から高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しており、今回は第10期となります。第10期の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

■本計画と関連する個別計画の計画期間



3. 計画の策定体制

(1) 協議会における審議

第10期ほほえみプラン21は、学識経験者や保健・医療・介護・福祉関係者、介護保険の被保険者等から構成される「焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会」と「焼津市介護保険運営協議会」（兼務）の審議の下に策定しました。審議の経過と概要は次のとおりです。

■協議会審議経過

	開催日	主な審議内容
第1回	令和5年(2023年) 5月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ほほえみプランの策定について ・現計画の進行管理について ・アンケート調査結果について
第2回	8月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と傾向、課題のまとめについて ・第10期ほほえみプラン21の基本理念について ・第10期ほほえみプラン21の施策体系について
第3回	10月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第10期ほほえみプラン21の各基本方針に基づき結びつく事業について ・介護サービス基盤整備の推進について
第4回	12月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第10期ほほえみプラン21(素案)の策定について
第5回	令和6年(2024年) 1月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第10期ほほえみプラン21(案)の市民意見公募の結果について ・第10期ほほえみプラン21(案)の策定について (第9期焼津市介護保険事業計画(案)の保険料について)

(2) アンケート調査

第10期ほほえみプラン21の策定にあたり、地域の課題や高齢者を取り巻く状況、潜在的なニーズ等の把握及び介護保険制度の中で介護を行う家族等を支援するために必要なサービスや介護サービスのあり方等を把握し、施策の方向性や目標等を定める基礎資料とするために、次のアンケート調査を実施しました。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、令和5年（2023年）1月に無作為に抽出した市内在住の要支援認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者、その他の65歳以上の方（要介護認定者を除く）を対象に、郵送にて調査を実施しました。回答数、回答率は以下のとおりです。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査回答状況

対象者	配付数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者	700通	497通	71.0%
事業対象者	49通	38通	77.6%
要支援認定者	700通	496通	70.9%
合計	1,449通	1,031通	71.2%

② 在宅介護実態調査

「在宅介護実態調査」は、令和5年（2023年）1月に無作為に抽出した市内在住の要介護認定者を対象に、郵送にて調査を実施しました。回答数、回答率は以下のとおりです。

■在宅介護実態調査回答状況

対象者	配付数	有効回答数	有効回答率
要介護認定者	700通	422通	60.3%

③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）アンケート調査

「介護支援専門員アンケート調査」は、令和5年（2023年）2月に市内の居宅介護支援事業所管理者及び介護支援専門員を対象に、郵送にて調査を実施しました。回答数、回答率は以下のとおりです。

■介護支援専門員アンケート調査回答状況

対象者	配付数	有効回答数	有効回答率
居宅介護支援事業所	42通	42通	100.0%
介護支援専門員	118通	111通	94.1%

④ 介護人材実態調査

「介護人材実態調査」は、令和5年（2023年）2月に市内の介護事業所、介護施設を対象に、WEBにて調査を実施しました。回答数、回答率は以下のとおりです。

■介護人材実態調査回答状況

対象者	配付数	有効回答数	有効回答率
介護事業所 介護施設	111通	43通	38.7%

⑤ 在宅生活改善調査

「在宅生活改善調査」は、令和5年（2023年）2月に市内の居宅介護支援事業所管理者及び介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、郵送にて調査を実施しました。回答数、回答率は以下のとおりです。（前記③介護支援専門員アンケート調査と同時実施）

■在宅生活改善調査回答状況

対象者	配付数	有効回答数	有効回答率
居宅介護支援事業所	42通	42通	100.0%
介護支援専門員	118通	111通	94.1%

(3) ヒアリング調査

高齢者福祉や介護保険事業に係る関係者に対して、ヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査の実施時期は令和5年（2023年）8月で、ヒアリング先は次の10件です。

■ヒアリング先一覧

対 象	
焼津市医師会	社会福祉法人（6件）
介護サービス事業者（2件）	焼津市社会福祉協議会

(4) パブリックコメント

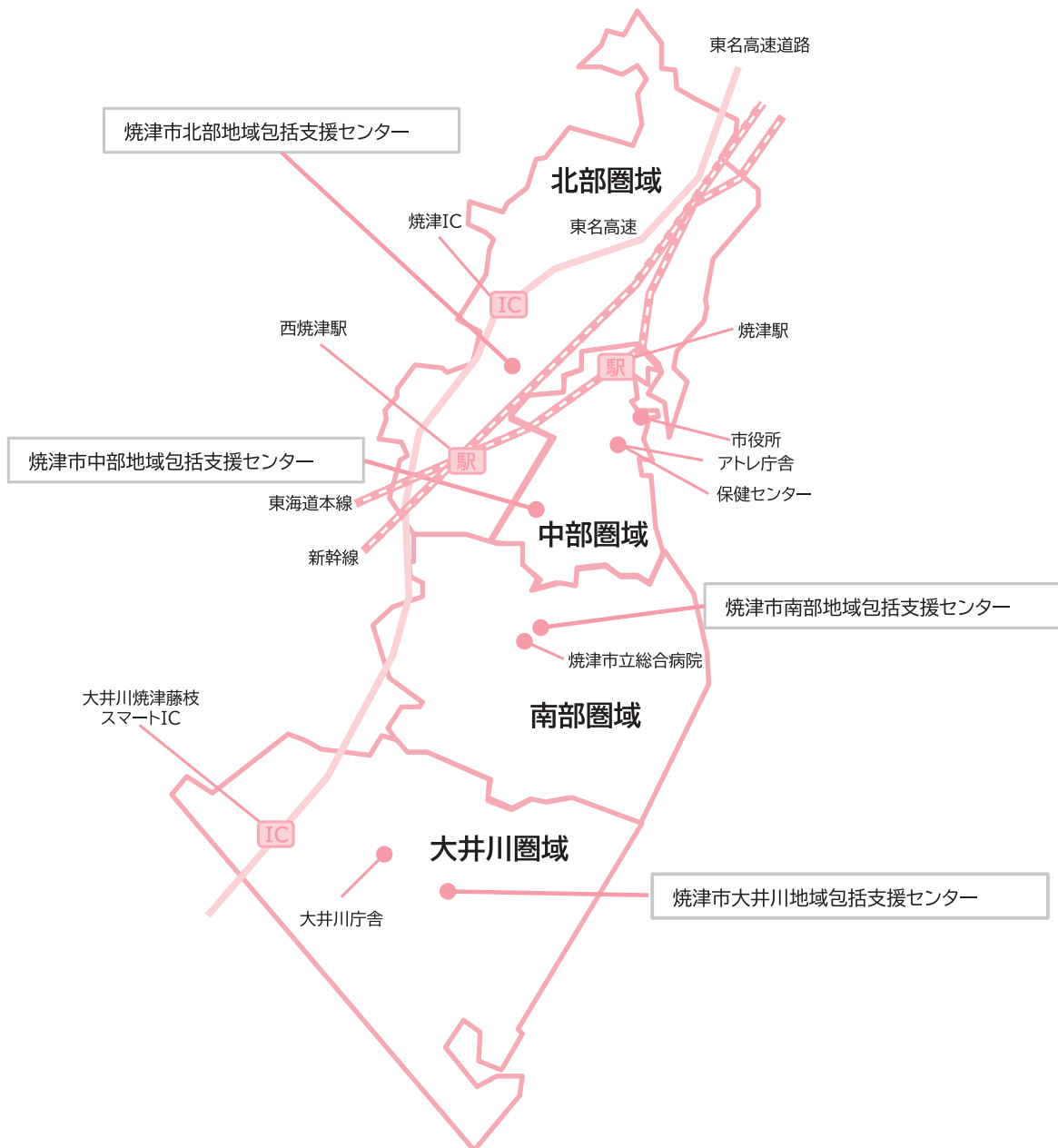
第10期ほほえみプラン21への意見を広く市民から募るため、令和6年（2024年）1月4日（木）から1月23日（火）まで、市ホームページや公民館等でパブリックコメントを実施しました。

4. 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、より身近な地域において高齢者を支える体制を整備する必要があります。そこで、その環境整備を行う一つの単位として日常生活圏域を設定し、日常生活圏域を基本に介護保険サービスなどのサービス基盤の整備や地域における継続的な支援体制の整備に取り組みます。

本市では、人口規模や地理的条件、交通条件などを踏まえ、従来から4つの日常生活圏域を設定しています。本計画でも引き続き、次の4つの日常生活圏域を基本として、各施策事業に取り組みます。

■日常生活圏域



■各日常生活圏域の年齢別人口と高齢化率

北部圏域

区分	実績値(令和5年(2023年)9月時点)
総人口	43,117人
15歳未満	5,509人
15～64歳	25,983人
65歳以上	11,625人
高齢化率	27.0%
75歳以上(後期高齢者)	6,538人
後期高齢化率	15.2%

中部圏域

区分	実績値(令和5年(2023年)9月時点)
総人口	28,107人
15歳未満	2,949人
15～64歳	16,179人
65歳以上	8,979人
高齢化率	31.9%
75歳以上(後期高齢者)	5,202人
後期高齢化率	18.5%

南部圏域

区分	実績値(令和5年(2023年)9月時点)
総人口	44,230人
15歳未満	4,974人
15～64歳	25,353人
65歳以上	13,903人
高齢化率	31.4%
75歳以上(後期高齢者)	7,657人
後期高齢化率	17.3%

大井川圏域

区分	実績値(令和5年(2023年)9月時点)
総人口	20,852人
15歳未満	2,125人
15～64歳	12,003人
65歳以上	6,724人
高齢化率	32.2%
75歳以上(後期高齢者)	3,449人
後期高齢化率	16.5%